

(支部役員会)

第24条 支部役員会は執行部会、常任理事会、校区理事会とし、必要に応じ支部長が招集しその議長となる。

(支部役員会の招集の手続き)

第25条 支部役員会の招集は、会議の目的たる事項、日時、場所を明示した書面またはメールを各委員に送付して行うものとする。

但し緊急招集の必要のある場合は、書面によらざることがある。

(支部役員会の議事)

第26条 支部役員会の議事は、役員の過半数が出席し、その過半数で決める。

(支部役員会の議事録)

第27条 支部役員会の議事の結果は、議事録に記載する。

(支部役員会の役割)

第28条 支部役員会においては、次に掲げる事項について、議決する。

- ① 支部業務運営の具体的方針は執行部会及び常任理事会において策定し、校区理事会に報告する。
- ② 支部協議会の提出議案及び招集は執行部会及び常任理事会において策定し、校区理事会の承認を得る。校区理事は支部協議会においては執行部会および常任理事会と議案提出者となる。
- ③ 校区理事会は県理事会の議決事項および報告事項を各校区支部具に徹底する。
- ④ 支部業務執行に関する事項で、執行部会及び常任理事会で必要と認めた事項は校区理事会に於いて議決することができる。
- ⑤ 区会は県本部運営方針の徹底と、支部業務運営が円滑に行われるために校区理事が校区堂任理事の承認を得て開催する。区会は必要に応じ、支部執行

第29条 この支部に 次に掲げる役員を置く。

- ① 支部長 1名
- ② 副支部長 支部員総数を50で除し1を引いた数名
- ③ 会計 1名
- ④ 常任理事 若干名
- ⑤ 理事 各校区の定数とする。

⑥ 校区理事は各校区に於いて基本1年毎の順番制とし、支部長が認定する。その他は地区常任理事が指導し、支部長と協議する。

3 支部役員に、欠員を生じた場合は、1ヶ月以内に補充しなければならない。

(支部長、執行役員、常任理事の選出および任期)

第30条 支部長の選出は支部総会または支部協議会において行う。

- 2 支部長の選挙は支部協議会2ヶ月前までに立候補届を執行部会に提出する。
- 3 立候補届を受け付けた執行部会はただちに選挙管理委員会を設置し、立候補者の略歴と主旨書を支部具に回覧あるいは掲示しなければならない。
- 4 選挙方法は常任理事会において決定する。
- 5 支部長の任期は3年とし、選挙の年は支部総会あるいは支部協議会の改選によって終了する。
- 6 支部協議会によって選出された支部長は当期修正予算案及び修正支部運営方法を策定出来るが、その年の第1回校区理事会において議決、承認を得なければならない。
- 7 選挙年に提出される県本部総代名簿は、その新規に選出された支部長が策定する。